

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和3年9月5日 03時30分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市三木埼東南東方沖 三木埼灯台から真方位105° 9.3海里付近 (概位 北緯33° 56.0′ 東経136° 27.0′)
事故の概要	漁船 ^{とみみ} 智美丸は、南東進中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	令和3年10月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 智美丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-65039（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：うねり 波向東、波高約1.5m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、三木埼東南東方沖を南東進中、主機の冷却異常を知らせる警報装置が鳴り、船長が機関室を確認したところ、同室が浸水していた。</p> <p>船長は、ビルジポンプ等を作動させて排水を行い、機関室を確認したところ、主機を冷却するために船底から海水を取り込む鋼製の海水配管（以下「本件配管」という。）が経年によって腐食して穴が開いていることを確認した。</p> <p>本船は、船長が、航行を継続することが困難と判断して118番通報し、来援した巡視艇にえい航されて尾鷲港に入港した。</p> <p>船長は、本船が昭和63年に進水して以来、本件配管の目視点検を行っていたが、特に水漏れ等がなかったため、本件配管を交換したことがなかった。</p>
分析	<p>本船は、昭和63年に進水して以来、本件配管の目視点検を行っていたものの、本件配管の交換が行われていない中、三木埼東南東方沖を南東進中、本件配管が経年により腐食して破口を生じたことから、本件配管の破口から海水が漏れ出し、機関室が浸水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、昭和63年に進水して以来、本件配管の目視点検を行っていたものの、本件配管の交換が行われていない中、三木埼東南東方沖を南東進中、本件配管が経年により腐食して破口を生じたため、本件配管の破口から海水が漏れ出し、機関室が浸水した</p>

	ものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、海水系統に鋼管を使用している場合、目視点検だけでなく触手による確認を行うとともに、適切な時期に新品に交換すること。・ 機関室のビルジ量の増加に注意すること。・ 機関室にビルジ高位警報装置を設置することが望ましい。